

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第 31 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 申請の対象とする範囲
- ☐ 建築物全体
- ☐ 建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
- ☐ 複合建築物の非住宅部分
- ☐ 複合建築物の住宅部分
5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【 1. 建築主】			
【 イ. 氏名のフリ ガナ】			
【 ロ. 氏名】			
【 ハ. 郵便番号】			
【 ニ. 住所】			
【 ホ. 電話番号】			
【 2. 代理者】			
【 イ. 氏名】			
【 ロ. 勤務先】			
【 ハ. 郵便番号】			
【 ニ. 住所】			
【 ホ. 電話番号】			
【 3. 設計者】			
(代表となる設計者)			
【 イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ. 氏名】			
【 ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【 ニ. 郵便番号】			
【 ホ. 所在地】			
【 ヘ. 電話番号】			
【 ト. 作成した設計図書】			
(その他の設計者)			
【 イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ. 氏名】			
【 ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【 ニ. 郵便番号】			
【 ホ. 所在地】			
【 ヘ. 電話番号】			
【 ト. 作成した設計図書】			
【 イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ. 氏名】			
【 ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【 ニ. 郵便番号】			
【 ホ. 所在地】			
【 ヘ. 電話番号】			
【 ト. 作成した設計図書】			
【 イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ. 氏名】			
【 ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号

【 ニ．郵便番号】 【 ホ．所在地】 【 ヘ．電話番号】 【 ト．作成した設計図書】
【 4．確認の申請】 ☐ 申請済（ ） ☐ 未申請（ ）
【 5．備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【 1. 地名地番】			
【 2. 敷地面積】		㎡	
【 3. 建築面積】		㎡	
【 4. 延べ面積】		㎡	
【 5. 建築物の階数】		(地上)	階 (地下) 階
【 6. 建築物の用途】 ☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物			
【 7. 建築物の住戸の数】		戸	
【 8. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修			
【 9. 構造】		造 一部	造
【 10. 令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の適用の有無】 ☐ 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) ☐ 無			
【 11. 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による			
【 12. 該当する地域の区分】		地域	
【 13. 建築物の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた (開放部分及び共用部分を 部分の床面積) 除いた部分の床面積)			
【 イ. 新築】	(	㎡)	(㎡) (㎡)
【 ロ. 増築】	全体 (	㎡)	(㎡) (㎡)
	増築部分 (	㎡)	(㎡) (㎡)
【 ハ. 改築】	全体 (	㎡)	(㎡) (㎡)
	改築部分 (	㎡)	(㎡) (㎡)

【14. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ/(㎡・年))
B P I ()

☐ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ/(㎡・年))
B P I ()

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐ 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)

☐ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐ 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の
基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(㎡・K) (基準値 W/(㎡・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の
基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導 B E I ()

☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第10条第2号イ(1)の基準

☐基準省令第10条第2号イ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (☐第1号 ☐第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

☐基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ニ. 複合建築物】

☐基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ/(㎡・年))
B P I ()

☐基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ/(㎡・年))
B P I ()

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値)

☐基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値)

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第10条第 2 号イ(1)の基準

☐基準省令第10条第 2 号イ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第10条第 2 号ロ(1)の基準

基準省令第14条第 2 項に掲げる数値の区分 (☐第 1 号 ☐第 2 号)

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

☐基準省令第10条第 2 号ロ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

☐基準省令第10条第 3 号ロの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第10条第 1 号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ/(㎡・年))

B P I ()

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

(B E I の基準値)

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準 ☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号) 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I () ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (複合建築物) (一次エネルギー消費量に関する事項) 基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号) 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)
【15. 確認の特例】 法第35条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☐ 無
【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【17. 備考】

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 3 欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
3. 4 欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。